

宝塚市公式 LINE 情報配信システム使用契約に係る公募型プロポーザル
実施要領

1 事業概要

- (1) 案件名 宝塚市公式 LINE 情報配信システム使用契約
- (2) 目的 本市では、現在、LINE の「地方公共団体プラン」で利用できる基本機能を使い、市政情報やイベント情報の発信、不具合通報の受け付けなどを行う宝塚市公式 LINE の運用を行っている。本事業は、受信者が必要な情報を選択して受け取れるセグメント配信機能など、前述の基本機能以外の機能を追加することで、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、予約受付機能などを追加することで市民サービスの向上を目指している。これらを実現するため、宝塚市公式 LINE の機能拡充と、機能拡充後の運用、保守等を行う事業者を募集する。
- (3) 業務内容 「宝塚市公式 LINE 情報配信システム使用契約 仕様書」のとおり
- (4) 期間 契約締結の日から令和 10 年(2028 年)10 月 31 日までとする。
(地方自治法第 234 条の 3 及び同施行令 167 条の 17 に基づく長期継続契約)
また、発注者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。なお、これにより請負者に損害が生じた場合、請負者はその損失の補償を発注者に対して請求できない。

2 提案限度額（総額）

金 11,660,000 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、年度ごとの上限額は、次のとおり

令和 5 年度上限額 金 2,585,000 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

令和 6～9 年度上限額 金 1,980,000 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

令和 10 年度上限額 金 1,155,000 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しないこと。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が付与するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証(ISO/IEC 27001)を取得していること。本業務で導入するシステムを第三者から調達している場合は、本システムを提供する事業者がプライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していること。
- (5) 本システムを提供する事業者がLINE Technology Partnerに認定されていること。
- (6) 本システムと類似のシステムを複数の地方公共団体に有償で導入した実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年(2023年)8月17日(木)17時00分まで(必着)
- (2) 提出場所：宝塚市役所 企画経営部 市長室 広報課(本庁舎4階)
(担当者) 久家・竹歳
- (3) 提出方法：質問書(様式1)により、持参、FAX又はメールにて提出すること。
※ 持参、FAX又はメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
(FAX) 0797-74-6903
(Eメール) m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp
- (4) 回答日：令和5年(2023年)8月22日(火)13時00分から
- (5) 回答方法：回答は質問者名を伏せ、質問者及び参加申込書を提出している者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書等提出書類一覧

	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案参加申込書	2	原本1部、副本11部
2	会社概要(会社の業務内容、経営状況や従業員数、資本金等がわかるもの)	任意	
3	価格見積書	3	
4	類似業務実績調書	4	
5	機能要件チェックリスト	5	
6	企画提案書(提案内容は、企画提案書の作成要領(別紙1)に沿ったものとする)	任意	
7	ISMAPのクラウドサービス登録又はISMSクラウドセキュリティ認証の取得がわかる書類	-	1部(写し)
8	プライバシーマーク登録又はISMS認証の取得が分かる書類		
9	LINE Technology Partner 認定が分かる書類		

- (2) 提出期限：令和 5 年（2023 年）8 月 28 日（月）17 時まで（必着）
- (3) 提出場所：宝塚市役所 企画経営部 市長室 広報課（本庁舎 4 階）
（住所）〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
（担当者）久家・竹歳
- (4) 提出方法：持参又は郵送によること。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

6 選考審査方法等

(1) 選考について

宝塚市公式 LINE 情報配信システム使用契約に係る公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) プレゼンテーションによる審査

プレゼンテーションは参加者が企画提案書に沿って説明及びデモンストレーションするものとする。

※プレゼンテーションへの参加は、企画提案書等の内容が仕様書の要件を満たしている事業者のみとする。

① 実施日時：令和 5 年（2023 年）8 月 30 日（水）13 時 00 分から

② 実施会場：宝塚市役所 3-3 会議室

③ 実施方法

ア 出席者は 1 提案につき 5 名以内とすること。

イ 1 応募あたりの持ち時間は 35 分（説明 15 分、質疑応答 20 分）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行う。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ パソコン等を持ち込んで説明又はデモンストレーションする場合は、事務局でモニターとプロジェクターを準備するので、事前に事務局に連絡すること。

(3) 優先交渉権者の決定

提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、「7 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価点数の上位 1 者を優先交渉権者とする。

なお、評価点数の同じものが 2 者以上いるときは、企画提案内容に関する評価点数が高いものを上位として決定する。ただし、評価点数が満点の 60%未満の場合は不採用とする。

また、企画提案書の提出が 1 者のみの場合であっても、審査を実施する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、郵送にてプレゼンテーションに参加した全事業者に、令和5年(2023年)9月6日(水)に文書で通知する。

7 審査基準及び配点

審査項目	採点割合	主な審査基準
① 企画提案内容	50/100	・本業務の目的と内容を理解しているか ・利用者目線で操作性とデザイン性に優れているか ・管理者(職員)にとって操作性に優れ、更新作業等の負担軽減の工夫が施されているか ・システム導入及び運用開始後のサポートは十分か ・運用保守、トラブル発生時の対応は十分か ・セキュリティ対策について信頼性が高いか ・仕様書に示す以外で、有効かつ具体的な提案内容があるか
② 推進体制	10/100	・適切なスケジュール設定で、作業の手戻り等を防ぐ対策が施されているか ・適正な配置人員で、本市の指示に柔軟な対応が可能か
③ 機能	30/100	機能要件チェックリスト(様式5)により算出する
④ 価格	5/100	見積書により次のとおり算出する ・配分点×最低見積価格÷見積価格
⑤ 全体的適正度	5/100	・取組意欲があり、実現性が高いか

8 日程

- ・ 公示 令和5年7月31日(月) から
- ・ 質問受付締切 令和5年8月17日(木) 17時00分まで
- ・ 質問回答 令和5年8月22日(火) 13時00分から
- ・ 企画提案書等受付締切 令和5年8月28日(月) 17時00分まで
- ・ プレゼンテーション 令和5年8月30日(水)

- ・審査結果通知 令和5年9月6日（水）
- ・契約締結 令和5年9月上旬
- ・業務開始 令和5年9月上旬

9 失格事項

本プロポーザルの申請者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 正当な理由がなくプレゼンテーションに欠席したとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記2の提案限度額を超過しているとき。

10 契約

市と優先交渉権者は「宝塚市公式LINE情報配信システム使用契約」を締結する。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還せず、提出者に無断でプロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査内容に係わる質問には、一切応じない。
- (6) 採用された企画提案書について、市は、提出者と協議の上変更することがある。
- (7) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とすることがあるので、これに該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所 企画経営部 市長室 広報課（担当：久家・竹歳）
 （住所）〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号（本庁舎4階）

(TEL) 0797-77-2002 (直通)

(FAX) 0797-74-6903

(Eメール) m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp